自治会・地縁団体に関する法的整理

# 個人情報の取り扱いについて

### ■事案の概要

自治体管理下のごみ置き場において、収集できないごみが放置されていた。

当該ごみの中には、放置者を特定し得る個人情報(氏名等を含む文書)が混在していた。

自治体関係者の一人が、自己の私有スマートフォンにより個人情報を撮影し、委員会への報告を経ずに会議にて当該情報を開示した。

## 1. 個人スマホでの撮影に関する取扱い

放置ごみの中に含まれていた個人情報を、本人の同意を得ずに個人所有のスマートフォンにて撮影・保存した行為は、個人情報保護法第17条(適正な取得)および第20条(安全管理措置義務)に反するおそれがある。 団体として管理されていない私物端末への保存は、情報漏えいの危険を高めるものであり、個人情報の適正管理体制を逸脱した行為と認められる。

- 「不法投棄の証拠として行政に報告する」
- 「警察への通報に必要な資料とする」

という正当な目的であれば、

本人の同意なしに一時的に取得・保存することが認められます。

## 2. 個人情報の「第三者提供」に関して

- •取得した個人情報を本人の同意なく会議で開示する行為は、「第三者提供」に該当します。
- ・第23条では、本人の同意がないまま個人データを第三者に提供してはならないとされています。 例外として「人の生命・身体・財産の保護に必要な場合」などがありますが、

今回のような「ゴミ放置者の特定」や放置者の公表目的では通常、法令上の例外には当たりません。

## 3.委員会報告を経ずに個人情報を取り扱った行為について

当該職員(又は役員)は、個人情報を取り扱う際に、

所定の委員会報告および承認手続きを経ずに個人情報を撮影・開示した。

この行為は、個人情報保護法第16条(利用目的による制限)、第17条(適正取得)、第20条(安全管理措置)の趣旨 に反し、団体内部における情報管理規程および報告義務にも抵触する。

組織的管理体制の不履行として、速やかに是正を要する。

この行為は、団体内部で定められた情報管理・報告の手続を逸脱したものであり、結果として個人情報の取扱いに関する内部統制の不履行に該当する。

## 関連法令抜粋(個人情報の保護に関する法律)

第16条(利用目的による制限)

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条(第15条:利用目的の特定)の規 定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

第17条 (適正な取得)

個人情報取扱事業者は、不正の手段により個人情報を取得してはならない。

また、個人情報を取得する場合には、その利用目的をできる限り特定し、適正な方法によりこれを行わなければならない。

「適正」とは、本人が予期できる方法で、必要最小限の情報を得ることを意味。

第20条(安全管理措置)

個人情報取扱事業者は、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。安全管理措置違反(第20条)に該当するおそれ。

自治体端末であっても、承認を得ず撮影・開示した場合は同様に違反の可能性あり。

第23条 (第三者提供の制限)

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

第83条(罰則)【参考】

第17条又は第20条の規定に違反して個人情報を取り扱い、個人情報保護委員会の命令に違反した場合には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

地縁団体における法令違反発覚時の報告・通報フロー

(参考資料:地方自治法第260条の2~14、個人情報保護法、公益通報者保護法、刑法等)

#### ① 法的立場と基本原則

地縁団体(認可地縁団体)は、地方自治法第260条の2に基づく法人格を有する任意団体です。行政組織ではないため、行政職員のような法定報告義務はありませんが、地域公共サービス・個人情報・補助金などの公的要素を含む場合には、法令順守と適正報告が求められます。

# 自治会・地縁団体の加入に関する法的整理

自治会や地縁団体は、地域のつながりを守る大切な任意団体です。

しかし、加入・脱退は憲法で保障された「結社の自由」に基づく個人の自由であり、

行政や役員が加入を強制したり、加入しない住民を排除することはできません。

会費の徴収・活動参加は「任意」であり、未加入者への差別的取扱いは避けなければなりません。

また、地縁団体が法人化しても「行政の一部」ではなく、法的にはあくまで民間団体です。

自治会運営では、法令と倫理の両面から透明性を確保し、住民の信頼に応える運営を行うことが求められます。

## ① 任意加入の原則 (強制加入は不可)

#### ◆ 法的根拠

- •日本国憲法第21条(結社の自由)
- 地方自治法 第260条の2以下(地縁による団体の法人格付与制度)
- ・総務省通知「自治会・町内会と行政との関係のあり方について」(平成27年4月28日 総行行第88号)

#### ◆ 内容

- 自治会・町内会・地縁団体は、あくまで任意団体です。
- •加入・脱退の自由は憲法上保障されており、強制加入・退会妨害は違法です。
- •行政機関(市区町村など)も住民に加入を勧誘したり、加入しないことで不利益を与えることはできません。

## ◆ 判例参考

•東京地裁判決(平成18年3月30日)

自治会は任意団体であり、加入・脱退の自由があり、非加入者に不利益を与えることは結社の自由に反する。

## ② 行政が関与できる範囲

- 行政と自治会は「対等・協力関係」であり、行政が自治会運営に介入してはならない。
- •行政は「協働のパートナー」として、地域活動の支援・助成を行うことは可能。
- ◆ できること (適法)
- •回覧板・防災・防犯・福祉活動の補助金交付
- ごみステーション管理への補助・委託
- •地域交流イベントの協力
- ① 任意加入の原則(強制加入は不可)
- ◆ できないこと(違法または不当)
- •自治会への加入を行政が勧める・強制する
- 行政職員が加入を勧誘する
- 自治会費を行政が代理徴収する

## ◆ 根拠:総務省通知(平成27年4月28日)

行政が町内会等への加入を推奨することは、住民の意思を不当に拘束するおそれがあるため、適当でない。

# 認可地縁団体(法人格を有する地縁団体)

## ①加入・脱退の手続きについて

### ◆ 原則

- •加入:本人の自由意思による申出(口頭または書面)
- 脱退:本人の意思表示によりいつでも可能(自治会規約に定めがあっても制限はできない)

## ◆ 注意

- 「退会には総会承認が必要」などの規約は無効とされる。
- 退会後も会費を請求し続ける行為は不当。

#### ◆ 判例参考

•東京高裁平成8年11月29日判決

自治会規約に退会制限条項を設けることは、結社の自由に反し無効である。

### ⑤ 会費・寄付金の扱い

#### ◆ 会費

- •任意加入である以上、会費も任意。
- •加入者からのみ徴収可能。
- 未加入者から徴収すると、不当利得や強要罪の問題となるおそれ。

#### ◆ 適切な表現例

「自治会活動を支えていただくため、会費の納入にご協力をお願いいたします。」 (強制ではなく"お願い"として表記する)

#### ②未加入者に対する対応

#### ◆ 原則

- 加入していない住民にも、地域の公共サービス(ごみ収集、防災、道路整備など)を提供しなければならない。
- 自治会回覧や清掃活動への参加を制限することは、原則として不当な差別的扱いとなる

#### 判例参考

•福岡高裁平成15年9月10日判決

町内会未加入者を自治会サービスから排除することは、社会的相当性を欠く不当な行為である。

#### 未加入者への対応・差別的扱いの禁止

内容	対応
公共性のある情報(行政回覧、防災情報)	未加入者にも配布が望ましい
自治会内部資料(総会議事録など)	加入者限定でOK参加自由。
清掃活動などの地域行事	未加入者の排除は不適切

「自治会・町内会と行政との関係のあり方について」 (平成27年4月28日付 総行行第88号 総務省 自治行政局長通知)

## ◆ 法的性質

・地方公共団体(市区町村)に対し、行政が自治会・町内会に関与する際の 法令遵守と住民の権利保護を求めたガイドライン。

#### 【通知抜粋要旨】

### ●加入・脱退の自由

自治会・町内会への加入や脱退は、憲法第21条により保障される「結社の自由」に基づき、 住民の自由な意思に委ねられるものである。

## 2行政の中立性

行政機関が自治会等への加入を勧誘したり、加入しない住民に不利益な取扱いをすることは、 住民の意思を不当に拘束するおそれがあるため、適当ではない。

#### 3行政との関係

自治会・町内会は行政機関ではなく、地域社会における任意団体であるが、 地域活動の推進において行政と協働する「対等なパートナー」である。

#### 4 支援の在り方

行政が自治会等に補助金や情報を提供することは適法であるが、 その活動・構成員に対して介入や指導を行うことは避けなければならない。

#### ■通知の実務的効果

- 行政職員による「加入勧奨」「自治会費の代行徴収」は不適切行為。
- 自治会情報(会員名簿・地図)を行政が収集・管理することも個人情報保護法違反の可能性。
- •行政は「参加を推奨する立場」ではなく、「活動支援・協働推進の立場」にとどまる。

◆ 総務省通知(行政解釈)

【総務省自治行政局長通知(平成27年4月28日)】

「自治会・町内会と行政との関係のあり方について」

#### ■ 抜粋要旨:

自治会・町内会はあくまで任意の団体であり、加入・脱退は個人の自由である。 行政は、住民全体に公平に行政サービスを提供すべきであり、自治会非加入者に対しても、差別的な取扱いがあってはならない。

- → 行政が自治会経由で情報を提供する場合は、 未加入者にも別途手段で周知する努力が必要とされる。
- ◆ 民法上の根拠(不法行為・不当な差別的取扱い)

#### 【民法 第709条】

故意又は過失により他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、 これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

- ⇒ 自治会が未加入者を差別的に扱い、社会的信用・名誉・生活上の利益を害した場合は、 不法行為(損害賠償請求の対象)になり得る。
- ◆ 判例(福岡高等裁判所平成15年9月10日判決)

#### ₩事件概要:

福岡県内の自治会が、未加入者に対して

- ・ごみ集積所の利用を制限
- ・自治会行事から排除

したことが問題となった事例。

### 【判決要旨】

町内会未加入者を、町内会が関与する地域サービス(ごみ集積所利用、防災活動等)から排除することは、 社会通念上相当な範囲を逸脱し、不当な社会的差別的取扱いにあたる。

→ つまり、「加入しない自由」を尊重せずに、 自治会の枠組みをもって地域生活を制限する行為は違法であるとされた。 憲法上の根拠:結社の自由と平等原則

#### 【日本国憲法第21条】

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

⇒加入・非加入は住民の自由な意思による。 行政機関や自治会が加入を強制することは、「結社の自由」に反する。

#### 【日本国憲法第14条】

すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、 政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

- → 公共性を持つ地域活動 (防災・清掃・ごみ処理など) について、 未加入者を排除することは「平等原則」に反するおそれがある。
- ◆ 行政法上の根拠:地方自治法の「公共性」概念

【地方自治法第1条の2(地方公共団体の役割)】

地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う。

- ⇒ ごみ収集、防災、道路維持などのサービスは「住民の福祉」に関わる行政サービスであり、 自治会加入の有無にかかわらず全住民に提供する義務がある。
- 自治会が行政から回覧・防災情報を預かって配布する場合、 その部分は「行政事務の補助的業務」として 公共性が強く、 未加入者にも提供が望ましいとされる。

#### → 判例参考

東京地方裁判所平成18年3月30日判決(町内会未加入者訴訟)

自治会は任意団体であり、加入・脱退は自由である。 非加入者に不利益を与えることは、憲法第21条の「結社の自由」に反する。

■裁判所は、「事実上の強制加入」や「加入を前提としたサービス提供」は違法・不当な扱いと判断。

# 加入・(役員)を拒否する方に理由を聞く行為についての法的整理

① 法的前提:加入は「完全な任意」行為

### ◆ 根拠

- •日本国憲法第21条
  - ➡「結社の自由」を保障。
- •総務省通知(平成27年4月28日総行行第88号)
  - ➡ 自治会・町内会への加入・不加入は本人の自由意思に委ねられる。
- •地方自治法260条の2~(認可地縁団体制度)
  - ➡ 地縁団体は任意組織であり、行政機関ではない。

よって、加入を拒否しても**「理由を説明する義務」は一切ありません**。

② 理由を尋ねる行為の法的リスク

#### X1. 不当な干渉・圧力行為とみなされるおそれ

・加入を断った人に対して、「なぜ入らないのか」「どこに不満があるのか」と理由を聞くことは、 相手に心理的圧力を与え、\*\*結社の自由(憲法21条)\*\*を侵害する可能性があります。

### ■総務省の見解(平成27年通知)

自治会への加入や不加入について、行政・自治会が住民に対し意思表示を求めたり、 加入しない理由を問いただす行為は、住民の自由な意思決定を妨げるおそれがあるため、慎むべきである。

## × 2. 個人情報保護法との関係

- ・加入拒否の理由には、「宗教」「思想」「家族関係」「経済状況」など、 要配慮個人情報に該当する内容が含まれるおそれがあります(個人情報保護法 第2条第3項)。
- •理由を聞き取り、記録・共有した場合、\*\*不適正取得(第17条違反)\*\*や
- \*\*目的外利用(第16条違反)\*\*に該当するリスクがあります。

## ③ 判例・人権救済事例

## ◆ 福岡高裁 平成15年9月10日判決

町内会未加入者に対して加入を繰り返し勧誘し、拒否理由を尋ねた行為は、社会的相当性を逸脱し、不法行為 にあたる。

◆ 人権擁護委員会の指摘例(法務省人権擁護局)

「未加入者に対して加入理由・拒否理由を執拗に質問することは、私生活の自由及び思想信条の自由を侵害するおそれがある」(人権侵犯事件:平成28年度自治会関係事例)

# 事案4

# 会員以外の氏名が記載された地図を会議で開示する行為

MAP作成や使用は、「地域福祉・防災などの正当な行政目的」の範囲内であれば合法。 しかし、**自治会勧誘や会費徴収目的に使用すると「目的外利用」**となる。

自治会勧誘や会費徴収目的に使用する場合のMAP作成はあくまで「住民自らの任意提供情報」に基づく必要がある。

- ① 法的根拠:個人情報保護法(令和5年改正法)
- ◆第2条(定義)

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、氏名・住所・その他により個人を識別できるもの。

- ➡ 氏名が記載された「地区地図」は、個人情報データベース等に該当。
  紙媒体でも複数人分を体系的に整理した地図は「個人情報ファイル」に該当します。
- ②問題となる行為の内容

#### 行為の例

- 自治体(または地縁団体)が、地区の住民全員の名前が記載された地図を作成。
- •会議や役員打合せなどで、その地図を複数人に配布または提示。
- その中には、自治会非会員・加入拒否者の氏名も含まれている。

## ▲ ここでの問題点

- 1. 本人の同意を得ずに個人情報を開示している (第23条:第三者提供の制限)。
- 2. 利用目的を超えた使用(第16条:目的外利用の禁止)。
- 3. 個人情報の適正取得義務違反(第17条)。
- 4. 会議参加者が閲覧・記録できるため、安全管理措置違反(第20条)。
- ③ 法的評価(行政・法務省・個人情報保護委員会の見解)
- ■総務省通知(平成27年4月28日「自治会・町内会と行政の関係のあり方について」)

自治会等において、会員以外の住民情報を本人の同意なく収集・利用・開示することは、 個人情報保護の趣旨に反し、慎重な取扱いが求められる。

■個人情報保護委員会ガイドライン(令和4年)

氏名・住所が特定できる形で記載された図面・地図は、**本人同意なく第三者提供することはできない**。 公共の安全確保等、正当な理由がある場合を除き、組織内利用に限るべきである。

# ゴミ置き場における不法投棄

1.「ゴミ置き場における不法投棄」とは、単なるゴミ放置とは異なり、法律(廃棄物処理法等)に違反する形で廃棄物を捨てる行為を指します。

## 2. 要件·構成要素

不法投棄と認められるためには、次のような要件が満たされることが必要です

要件	内容
廃棄物	ゴミ・不要物・残渣など、廃棄物処理法が対象とするもの
投棄行為	ゴミを置く・捨てる・埋める・放置するなど、処理を放棄する行為
適正処理義務違反	適法施設への処理を怠った、または無許可で処理した
みだりさ	社会通念上、許されない処理方法・場所・態様であること
故意または過失	意図的な捨て方、無知・不注意による投棄も含まれる可能性

- 3. ゴミ置き場における不法投棄の具体例
- •ゴミ収集日以外に無断でゴミを置く
- 分別ルールを無視して混合ゴミを置く
- 収集できないゴミ(大きさ・種類違反)を捨てる
- •他区域・他団体の住民が無断でゴミを出す
- •ゴミ置き場の外(道路端・他人土地)に放置
- 廃棄物を埋めたり、壁の隙間等に隠すように捨てたりする

これらは、「みだりに捨てる」行為として不法投棄とみなされ得ます。

自治体サイトでも、「収集日以外の投棄」「空き地に捨てる行為」などが不法投棄として扱われています。

#### 4. 罰則·制裁

前述のとおり、不法投棄をした者には、刑事罰として 懲役・罰金 が科され得ます。

- 5. 不法投棄とゴミ置き場の関係性の注意点
- ・ゴミ置き場は本来、自治体が適切に運営・管理する区域・ルールが明示された場所であって、単なる空き地とは 異なります。
- → そのルールを超える・無断利用する行為は不法投棄と見なされやすい。
- ・ただし、自治会・地縁団体も無制限に処罰権を持つわけではないので、証拠収集・住民同意・規約明示が重要。
- ごみ置き場にゴミを出す行為自体が即「不法投棄」となるわけではなく、**ルール遵守や適正手続きの有無**が焦点となります。

自治会が設置した可燃物置き場(=一般家庭ゴミ専用)に、事業者または個人が産業廃棄物を捨てた場合」には、 法的には 明確な不法投棄(廃棄物処理法違反) に該当します。

以下に、法的根拠・行政対応・責任区分・自治会の対処法を体系的に整理します。 廃棄物には次の2種類があり、性質によって処理責任が異なります。

#### 一般廃棄物

家庭から排出される生活ゴミ 可燃ゴミ・プラごみ等 市町村(自治体)

#### 産業廃棄物

事業活動に伴って発生する廃棄物 (燃え殻、金属くず、廃プラ、木くず等) 工場・店舗・建設現場など

排出事業者(自らまたは委託処理)

### 2. 要件·構成要素

不法投棄と認められるためには、次のような要件が満たされることが必要です

※自治会に無断でゴミを捨てた行為は、自治会規約上・社会通念上の"迷惑行為(不適切な投棄)"

## **不法投棄と判断されるための3つのポイント** ※行政や司法が『不法投棄だ』と判断できる段階にあること

- ① 【ごみと認められるものか】
- •もう使う予定がなく、持ち主が「不要」として捨てたものかどうか
- 長期間置きっぱなしで、誰の物かわからない場合も「ごみ」とみなされます
- 🥊 例:壊れた家電、工事の廃材、袋に入ったまま放置された生活ごみなど
- ② 【わざと捨てたのか】
- ・意図的に置いていったり、持ち帰るつもりがなかったりする場合は「捨てた」と判断されます
- 「一時的に置いたつもり」でも、そのまま放置すれば「捨てた」と見なされることがあります
- 🦞 例:トラックで運んできて置いていった、夜間にこっそり置いた など
- ③ 【許可を受けずに捨てたのか】
- •市や町の決まりに従わず、許可されていない場所や方法で捨てた場合
- 自治会のごみ置き場は「家庭ごみ専用」です。そこに業者や他地区の方が捨てるのは違反です。
- 🦞 例:事業ごみ・建築廃材を家庭ごみ置き場に捨てた

#### 【証拠撮影について】

不法投棄の現場確認を行う際は、状況証拠として現場やごみの状態を撮影することができます。

撮影は投棄者の特定・行政報告を目的とした範囲にとどめ、**個人情報が含まれる場合は拡散・再利用を行わない**でください。

行政報告・処理完了後は速やかにデータを削除してください。

# 自治会ごみ置き場に関する最重要5条項

本資料は、自治会が管理するごみ置き場の運営・不法投棄対応・個人情報保護に関して、特に実務上重要となる法的条項を5つに絞って整理したものです。

法律名・条項	概要	実務上のポイント
廃棄物処理法 第16条	何人も、みだりに廃棄物を捨てて はならない。	ごみ置き場への不正投棄は明確な 違法行為。注意喚起文・掲示板で 明示可能。
廃棄物処理法 第6条	市町村が家庭系ごみの処理責任を 負う。	自治会は補助的立場。独自処理や 焼却は禁止。行政連携の根拠。
個人情報保護法 第17条	  個人情報の取得は適正な方法で行  う。	宛名・書類などをスマホ撮影する 場合、慎重な取扱いが必要。
廃棄物処理法 第25条	不法投棄への罰則。5年以下懲役ま たは1000万円以下の罰金。	掲示板で法的根拠を明記すると抑 止効果が高い。
民法 第717条	施設管理者責任。管理不備に過失 があれば責任を負う。	ごみ置き場の破損・事故にも注意 が必要。

自治会が設置・管理するごみ置き場に関しては、主に「廃棄物処理法」が基本となります。これに加え、管理体制や情報保護、地域ルールに応じて「地方自治法」「個人情報保護法」「軽犯罪法」「民法」も関係します。不法投棄や個人情報流出を防ぐため、法令と自治会規約の両面から適正な運用が求められます。